

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 8 5 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準 備 書 面 ( 1 1 8 )

原告ら準備書面(255)についての認否反論

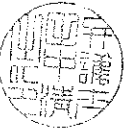
平成 2 9 年 1 月 2 5 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、原告ら準備書面255について、次のとおり、認否・反論をする。なお、略称等については従前のとおりとする。

## 第1 汚染土壌該当性の判断基準

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）によると、汚染土壌に該当するか否かは、「当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超える」か否かが判断基準とされている（除染電離則2条7項2号イ。下線は被告代理人。）

参考までに除染電離則を乙B第72号証として提出する。

## 第2 被告の主張

- 1 上述したとおり、国が定めた汚染土壌に該当するか否かの判断基準となるべき単位は“毎キログラム（以下「Bq/kg」という。）”であって“毎平方メートル（以下「Bq/m<sup>2</sup>」という。）”ではない。

そして、地表面からどの程度の深さの土を採取して汚染濃度を計測するかが一義的に定められていないこと、土の質も千差万別であることを理由として、「Bq/kg」と「Bq/m<sup>2</sup>」の数値を単純比較することは困難である。

よって、異なる単位を用いている以上、当該土壌が汚染しているか否かを客観的一義的に評価・判断することは困難であり、原告の主張には理由がない。

- 2 また、甲A第97号証の画像25（山木屋地区の土壌汚染数値と題された一覧表）は、文部科学省がいつどこで発表したものか定かではなく、その証明力には疑問があると言わざるを得ない。

なお、仮に同画像について公文書としての出典を確認できたとしても、例えば農水省の換算数値とされている欄においては「1万ベクレル毎キログラム」を超える土壌が存在しないことを意味する数値が明記されているのであるから、除染電離則に鑑みると、汚染土壌は存在しないということを付言する。

- 3 最後に、原告が主張するチェルノブイリの厳戒管理区域なる地域は具体的に特定されておらず、その地域のベクレル値が「55万5300ベクレル毎キログラム」であるとの事実は客観的証拠によって明らかにされていない。

しかしながら、仮に原告の主張するチェルノブイリの数値を前提としても、本件事故によって生じた山木屋地区の土壌の汚染の程度がチェルノブイリの厳戒管理区域の数値を「遥かに超える」（原告準備書面175、同255）という原告の主張が誤りであることは明白である。

以上